

教職員の働き方改革に関する取組方針  
(令和元年度～令和3年度)

令和元年度6月  
松島町教育委員会

## 目 次

はじめに	_____	P1
I 策定に当たって	_____	P2
1 取組方針策定の趣旨		
(1) 現状・課題		
(2) 取組方針策定の趣旨		
II 期間と目標	_____	P2
1 期間		
2 目標		
III 取組の柱	_____	P3
IV 取組内容	_____	P3
1 勤務時間の管理・在校時間の縮減		
(1) 客観的な勤務時間管理手法の検討		
(2) 時間管理に係る研修の実施		
(3) 最終退校時間の設定		
(4) ICTの活用推進		
(5) 定時退庁日の設定		
2 学校閉庁日の設定		
(1) 長期休業期間に3日以上設定		
(2) 年末年始の完全業務停止	_____	P4
(3) 緊急連絡手段・体制の構築		
3 部活動の適正な時間設定		
(1) 部活動指導ガイドラインの周知、徹底		
(2) 各種大会への参加の精選		
(3) 生徒及び指導者の負担軽減		
(4) 部活動休養日の設定		
4 子供と向き合う時間確保のための業務縮減		
(1) 行事の精選・見直し		
(2) 業務の見直し・改善		
(3) 外部人材の活用		
(4) 好事例の収集・発信	_____	P5
(5) 保護者、地域の方々等への理解促進		

## はじめに

今日の学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化に伴い、より複雑化・多様化しており、学校には、これまで以上に子供たちに対するきめ細かな対応が求められています。

また、情報化やグローバル化といった社会の急速な変化が進む中、知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるよう、主体的な学びを促す教育も推進する必要があります。

これらの対応を進める中で、教員の業務は多様化し、拡大している状況がみられます。

このため、松島町でも、教員のモチベーションの向上、子供と向き合う時間の確保を目指し、教員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組を実施してまいりましたが、一定の成果が見られる一方で、教員の長時間勤務の抜本的な解消はまだ十分とはいえません。

国を挙げて働き方改革に向けた動きが加速する中、学校における働き方改革を更に推進するため、宮城県教育委員会が平成31年3月に策定いたしました「教職員の働き方改革に関する取組方針」（平成31～33年度）を参考にしながら、本町でも、この度、総合的な取組方針を策定することといたしました。

保護者や地域の方々の理解も得ながら、本方針に基づき、さらに取組を進めていきたいと考えております。

松島町教育委員会教育長 内海 俊行

# I 策定に当たって

---

## 1 取組方針策定の趣旨

### (1) 現状・課題

○教員は、授業以外にも成績処理などの教務事務、印刷や諸費会計などの事務的な業務、部活動の指導等に多くの時間を割いている実態がある。また、いじめなどの生徒指導上の課題の複雑化・多様化や、地域や保護者等からの要望への対応など、教員に求められる役割が拡大しており、こうした状況が教員の長時間勤務の要因となっていると考えられる。

○在校時間調査において、平成30年度に「正規勤務時間外における月80時間」を超える小学校の教職員は9.3%、中学校の教職員は62.9%となっており、長時間勤務の抜本的解消には至っていない状況にある。

※「子供と向き合う時間」とは、授業・授業準備・教材研究・部活動・個別指導など、児童・生徒の指導に関係のある業務に従事する時間をいう。

### (2) 取組方針策定の趣旨

こうした課題の解決に向けて、本取組方針を策定し、教員が働きやすい環境を整備するとともに、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教職員一人一人の働き方に対する意識を醸成して、県立学校における働き方改革を推進する。

# II 期間と目標

---

## 1 期間

- ・令和元年度～令和3年度（3年間）

## 2 目標

- ・ワークライフバランスの取れた生活の実現と、やりがいを持てる職場環境を整備を図る。
- ・学習指導要領の改訂や新たな教育課題等に適切に対応できる学校体制を構築する。
- ・「子供と向き合う時間」を確保し、学校教育の質の維持・向上を図る。

### 《正規の勤務時間外の在校時間》

- ◆一ヶ月で45時間、一年間で年360時間を超えないこと。
- ◆月80時間を超える教職員の割合を前年度より減少させ、令和3年度までにゼロとする。

### III 取組の柱

---

上記の目標を達成するために、次の4つの方針を柱として取組を推進

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○勤務時間の管理・在校時間の縮減</li><li>○学校閉庁日の設定</li><li>○部活動の適正な時間設定</li><li>○子供と向き合う時間確保のための業務削減</li></ul> |
|--|

### IV 取組内容

---

#### 1 勤務時間の管理・在校時間の縮減

- (1) 客観的な勤務時間管理手法の検討
  - 必要に応じてＩＣカード等客観的な手法の導入を検討する。
  - 町内小・中学校教職員の勤務時間管理方法について把握する。
- (2) 時間管理に係る研修の実施
  - 時間管理に関する意識付けの研修や管理職のマネジメント研修に積極的に参加させる。
- (3) 最終退校時間の設定
  - 学校の実情に応じて最終退校時間を設定するよう働きかけを行う。
- (4) ICTの活用推進
  - 生徒の学籍、出欠、成績、保健などの情報を統合的に管理する校務支援システムについて、効率的な運用を図る。また、ICT機器を活用した業務の効率化について、検討を進める。
- (5) 定時退庁日の設定
  - 各学校の実情に応じて、一週間のうち平日1日以上は、部活動休養日などと併せて定時退庁日を設定するなど、定時退庁しやすい環境整備に努める。

#### 2 学校閉庁日の設定

- (1) 長期休業期間に3日以上設定
  - 教職員に夏季休暇、振休、年次有給休暇等の取得を推奨するため、夏季休業中の一定期間に学校業務（部活動指導、課外授業、補習、進路指導、会議・研修等）を行わない「学校閉庁日」を設けるものとする。
  - 各学校は、緊急時の対応を明確にし、学校閉庁日の設定趣旨も含め学校業務を行わないことについて誤解を招くことのないよう児童生徒や保護者に対し説明及び周知する。また、必要に応じて、HP等に掲載するなど周知に努める。
  - 校長、副校長・教頭、事務長会議などにおいて、学校閉庁日の設定を推進するよう周知する。

(2) 年末年始の完全業務停止

- 年末年始（12月29日から1月3日）は、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第9条において、「勤務することを要しない日」となることから、特に勤務することを命じられた者を除き、一切の学校業務を行わないこととし、教職員の休日を確保する。
- 各学校は、緊急連絡体制を確保し、年末年始は完全業務停止であることを保護者へ周知する。
- 振休、年休等の取得を推奨する期間として、冬季休業中の年末年始を除く期間にも、各学校の実情に応じて学校閉庁日を設ける。

(3) 緊急連絡手段・体制の構築

- 学校閉庁日及び土日・夜間等における一斉メール通信の管理など、緊急連絡体制を構築する。

### 3 部活動の適正な時間設定

(1) 部活動指導ガイドラインの周知、徹底

- 生徒・保護者（PTA含む。）に対して、学校における部活動の位置付けや在り方等について理解を求める。

(2) 各種大会への参加の精選

- 競技ごとの大会スケジュールを把握し、必要に応じて参加を行う。

(3) 生徒及び指導者の負担軽減

- 科学的知見に基づく指導法についての理解を深めるため、研修会の参加を促す。
- 外部指導者に加え、部活動指導員を適切に配置する。
- 部活動以外の活動を希望する生徒については、スポーツ少年団やクラブチーム、地域の文化サークル等との連携等により、受け皿の確保に努める。

(4) 部活動休養日の設定

- 各学校の実情に応じて、一週間のうち、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を部活動の休養日とする。

### 4 子供と向き合う時間確保のための業務縮減

(1) 行事の精選・見直し

- 行事の洗い出しにより、行事の精選・見直しを行うとともに、地域連携による負担軽減など行事の効率化を図るよう促す。

(2) 業務の見直し・改善

- 業務改善（スクラップ&ビルド）を図るため、業務の洗い出しや見える化、会議の精選、類似業務の統廃合などを促進する。
- 新たな業務を付加する場合には、過度な負担とならないよう配慮する。

(3) 外部人材の活用

- スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、部活動指導員の積極的な活用を図る。
- 高校、大学生のボランティアを活用した放課後の学習支援を行う。

(4) 好事例の収集・発信

○全国の学校における先進的取組の事例を集め、町内各学校に紹介する。

(5) 保護者、地域の方々等への理解促進

○働き方改革に関する取組については、機会をみて保護者や地域、民間団体等に対して、学校の負担軽減に向けた理解・協力を得る。



11月1日は「みやぎ教育の日」